

事務連絡
令和4年3月23日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課長

本市病児・病後児保育事業の受け入れ基準の変更について

病児・病後児保育事業については、令和4年1月24日付け事務連絡においてご利用を自粛していただくとともに、受け入れ基準を変更し保育を実施してまいりました。

この度、まん延防止等重点措置の終了に伴い、現在の受け入れ基準は令和4年3月25日（金）までとし、3月28日（月）からは、次のとおり変更しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 受け入れ基準（変更後）

新型コロナウイルス（COVID-19）確定者以外は受け入れます。ただし、児童または児童と同居する家族等が濃厚接触者になった場合は受け入れられません。また、児童が入所している施設が新型コロナウイルス陽性者の発生に伴い臨時休園している場合（一部休園の場合は、児童の在籍クラスが一部休園している場合）、休園期間中は受け入れられません。

（病児・病後児保育事業担当）
TEL（044）200-0226